

管路施設実施設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管路施設実施設計業務委託標準仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務対象

- (1) 名称 : 初川2号幹線⑤-9公共下水道管渠改築工事に伴う実施設計業務委託
- (2) 位置 : 熱海市梅園町外1地内(別紙図面のとおり)
- (3) 設計条件項目 : 別紙設計条件項目表による

3. 業務内容

- (1) 管路施設実施設計業務(詳細設計)

別紙設計書による

- (2) 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議資料作成は、各種検討を行った図面等を基に、各種管理者に占有許可を得るための協議資料を作成する。

また、各種管理者に提出する占有許可申請に必要な図面の作成を行う。なお、公図写等については熱海市より提供された資料を基に作成する。

- (3) 設計協議

設計協議は、各種管理者との協議を含めて、初回、中間(6回)、最終(納品時)の計8回を基本とするが、本特記仕様書に記載されていない事項又は、疑義が生じた場合は必要に応じて協議を行い、決定するものとする。また、必要に応じて追加する。

4. 成果品

- (1) 成果品は、3部提出する。(報告書、電子データ(CD-R))
- (2) 図面類の電子データについては、CAD及びPDFにて提出する。
- (3) その他、提出すべき成果品及びそのまとめ方については、監督員と協議する。